

# 見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

## 記

1. 見積書提出の方法  
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
2. 見積徴取を行う事項
  - (1) 工事名称 尾鷲地区25建築等各所修繕工事(単価契約)(2)
  - (2) 工事場所 三重県尾鷲市中川1031番1 外
  - (3) 工事概要 尾鷲市内2住宅4棟48戸及び熊野市内1住宅2棟16戸における建築各所修繕工事(玄関ドアクローザーの取替など)、防水各所修繕工事(浴室のFRP防水など)、畳取替等工事及び電気各所修繕工事(照明機器の取替など)
  - (4) 契約期間 契約締結の日から 令和8年3月31日 まで
  - (5) 証明書等の受領期限 令和7年4月8日 (火曜日) 17時00分
  - (6) 見積書の提出期限 令和7年4月11日 (金曜日) 12時00分  
(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)
  - (7) 見積合せの日時 令和7年4月11日 (金曜日) 16時00分  
(見積合せへの立会いは不要とする。)
3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項
  - (1) 令和7・8年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分  
**『建築一式工事』 の B、C又はD等級**  
に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。  
(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。  
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。  
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後ににおいて競争参加資格の再認定を受けている者。  
(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。  
(6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者ないこと。  
(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
  - (4) 契約条項等を示す場所及び見積説明書等の交付期間、方法、見積参加申込み
    - (1) 場所 問い合わせ先:  
東海財務局 津財務事務所 管財課(宿舎担当)  
〒 514-8560 三重県津市桜橋2丁目129番地  
電話059-225-7224(ダイヤルイン)
    - (2) 受付場所: 同上
    - (3) 交付期間 公告日から 令和7年4月8日 まで
    - (4) 交付方法 原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にてtkz9521@tk.lfb-mof.go.jp宛てに(2)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛に返信する。  
件名 : 尾鷲地区25建築等各所修繕工事(単価契約)(2)  
メール本文 : 見積参加者の住所  
氏名(法人の場合は、その名称又は商号)  
担当者氏名  
担当者連絡先  
添付ファイル: 等級決定通知書(写)又は登録通知書(写)
    - (5) 見積参加の申込み 見積参加を希望する者は、見積説明書等を取得し、上記2.(5)までに上記問い合わせ先へ証明書等の提出を行うこと。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
  5. 契約保証金  
全額免除する。
  6. 見積書の記載金額  
契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって決定とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
  7. 見積の無効
    - (1) 本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
    - (2) 見積内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該見積内訳書を提出した者の見積を無効とする。
  8. 予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とし、当該見積単価で単価契約を締結する。
  9. 契約書の作成  
契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
  10. その他
    - (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(5)までに認定を受けなければならない。
    - (2) 詳細は見積説明書による。
    - (3) 本件見積に係る契約相手方の決定及び契約の締結は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

令和7年3月31日

分任支出負担行為担当官  
東海財務局津財務事務所長 米田 征史